

学校いじめ防止基本方針

今治市立伯方小学校
令和7年4月2日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

伯方小学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、研修主任
生徒指導主事、人権・同和教育主任
養護教諭、学年主任、学級担任

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A、伯方小・中学校運営協議会委員
公民館職員
ハートなんでも相談員

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修の企画と計画的な実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のP D C Aサイクルの実行
- いじめの早期解決に関する取組と評価
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

発達支援センター
ネウボラ政策課
今治警察署
伯方警察署
福祉総合支援センター

3【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の研修の充実
- 体験活動や特別活動の充実
- 児童生徒の主体的な活動の充実
- 分かる授業づくりと発達障がい等への共通理解
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 相談体制の整備
- 学校相互間の連携協力体制の整備

4【早期発見のための取組】

- 学級経営の充実
- 児童生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 指導体制の確立
- アンケート等調査の工夫
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には「いじめ防止対策委員会」を開き、加害者と被害者の確認、時間と場所の確認、いじめの内容把握、背景と容認の把握、いじめの期間などを速やかに把握する。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で相談をし、全校体制で対応する。
- いじめを受けた児童生徒への支援、保護者への説明・支援
つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図り、必ず解決できるという希望を持たせる。
保護者へは、家庭訪問等により正確な情報を伝え、今後の対応について情報を共有する。
- いじめを行った児童生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを認識させる。
- 周りの児童生徒への指導・支援
仲間関係づくりを行ったり、ソーシャルスキルを身に付ける学級活動を取り入れたりすることで、児童一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、思いやり支える学級集団づくりに努める。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
児童のタブレットやスマートフォン等を管理している保護者と連携を密にし、未然防止に努める。
- 関係機関との連携
PTA、警察、児童相談所等と連絡を取り合い、積極的な生徒指導を推進する。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にすることと態度の育成
- 子どものサインに気付く関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校生活アンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○	○				○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート									○			
学校評価				○					○			